

平成26年度 第8回宮古島市教育委員会（臨時会）議事日程

平成27年2月4日（水） 午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第36号 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の議案提出依頼について
- 日程第2 議案第37号 宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例の議案提出依頼について

議案第 36 号

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 27 年 2 月 4 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

子ども・子育て支援法が平成 27 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、
関係条例を整理する必要があるので、本案を提出致します。

別紙

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例

宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例（平成17年宮古島市条例第193号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、宮古島市立幼稚園の保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料等）

第2条 幼稚園に入園する園児の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

3 子ども・子育て支援法第59条に規定される幼稚園の預かり保育を利用する園児の保護者は、次表に定める預かり保育料を納付しなければならない。

区分		金額
通年利用	年間を通じて利用すること	1人あたり月額 5,000円
一時利用	1日単位で利用すること	半日1人1回 400円
		1日1人1回 800円

（保育料等の徴収）

第3条 保護者は、その月の利用に係る保育料又は通年利用の預かり保育料をその月の10日までに納付しなければならない。ただし、保育料又は通年利用の預かり保育料の1年分に相当する額の全部又は一部を前納することができる。

2 一時利用の預かり保育料は、利用の都度徴収する。

（保育料等の減免）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育料等を減免することができる。

- (1) 休園の許可を得た期間が全月にわたるとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

(還付)

第5条 第3条第1項の規定により前納した者が、保育料を納付する必要がなくなつた場合においては、その保育料を還付する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例又は宮古島市幼稚園預かり保育条例を廃止する条例(平成27年宮古島市条例第●号)の規定による廃止前の宮古島市立幼稚園預かり保育条例(平成26年宮古島市条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 37 号

宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 27 年 2 月 4 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

子ども・子育て支援法が平成 27 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、
関係条例を整理する必要があるので、本案を提出致します。

別紙

宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例

宮古島市立幼稚園預かり保育条例(平成26年宮古島市条例第9号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。